

## 技術者の専任配置の特例について(Q&A)

Q1: 「専任特例1号」(又は「専任特例2号」)を適用する場合、2つの現場を兼任する専任技術者を、一方の現場の現場代理人として配置してよいか。

A1: 現場代理人は、現場に常駐する義務があります。一方の現場の現場代理人が、他の工事の専任技術者と兼任することは、常駐義務を果たせなくなるためできません。

### (1)専任特例1号の配置が想定されるケース

工事	専任技術者	現場代理人	連絡員
甲工事 (既契約)	兼任配置 A	B	B 又は E
乙工事 (新規)		C	C 又は E

- ・ 連絡員は、複数の工事を兼務することができます。(連絡員Eは、甲工事及び乙工事の両方に配置することができます。)
- ・ 連絡員は、当該現場の現場代理人を兼ねることができますが、現場代理人として常駐義務がありますので、他の現場の連絡員となることはできません。(現場代理人兼連絡員のBを、他現場(乙工事)の連絡員に配置することはできません。)

### (2)専任特例2号の配置が想定されるケース

工事	専任技術者	現場代理人	監理技術者補佐
丙工事 (既契約)	兼任配置 F	G	G 又は I
丁工事 (新規)		H	H 又は J

- ・ 監理技術者補佐は、工事現場ごとに専任で配置することが必要です。(監理技術者補佐Iが、丙工事、丁工事両方の監理技術者補佐を兼ねることはできません。)
- ・ 監理技術者補佐は、当該現場の現場代理人と兼ねることができます。

### ■留意点

北九州市においては、主任(監理)技術者、現場代理人及び監理技術者補佐は、請負者との間に直接的・恒常的な雇用関係(開札日以前3カ月以上)が必要です。

専任特例1号における連絡員には、直接的・恒常的な雇用関係は必要ありませんが、連絡員は当該請負者が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負者が負うことに留意してください。

Q2: 「監理技術者制度運用マニュアル」によると、契約工期の重複する複数の工事であって、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合に、発注者の承諾があれば、「同一の工事」とみなして、同一の監理技術者を配置することができる。(※) 北九州市では、どのような取り扱いを行っているか。

また、上記が適用される場合、現場代理人も同一の者を配置してよいか。

(※「監理技術者制度運用マニュアル(令和 7 年 1 月 28 日改正)」P14.三(2)④について)

A2: 北九州市においては、例えば、同一の場所で道路工事と下水道工事が行われる場合など、先行工事が「競争入札」、後発工事が「特命随意契約」の場合は、(関連する工事であることが特記仕様書等に記載されていることにより)「同一の工事」とみなして同一の技術者の配置を承諾しています。

先行工事が「競争入札」で、後発工事も「競争入札」の場合は、契約締結後に工事監督課において、「同一の監理技術者等が全体の工事を掌握し、技術上の管理を行うことが合理的である」ことについて、個別協議を行ってください。

なお、「同一の工事」とみなすことができる場合は、現場代理人についても、同一人を配置することができます。この場合は、「現場代理人の兼任届(承諾書)」の提出(手続)が必要です。